

公調委平成27年（ゲ）第6号 春日部市における悪臭による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人が睡眠障害，味覚の変化，鼻の痛みを発症したのは，被申請人の営むクリーニング店から排出される化学物質によるものである，との裁定を求める。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は，申請人が，睡眠障害，味覚の変化，鼻の痛みといった健康被害を被った原因が被申請人の営むクリーニング店から排出される化学物質によるものであると主張して，その旨の原因裁定を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実，文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 申請人

申請人は，昭和55年5月から肩書地に居住している。

イ 被申請人

被申請人は，昭和57年2月から肩書地に居住し，同所でクリーニング店を営んでいる。被申請人は，平成7年に住居兼クリーニング店を建て替え，同年4月27日埼玉県春日部保健所長から，上記クリーニング店の構

造設備がクリーニング業法の規定に適合する旨の確認を受けた（以下、被申請人の営むクリーニング店を「被申請人店舗」という。）。

被申請人がドライクリーニングに使用する溶剤はターペンである。（乙1，3）

(2) 申請人宅と被申請人店舗との位置関係等

申請人宅は、幅員約3.5mの道路を挟んで被申請人店舗の南西約10mに位置している。

被申請人店舗建物の南西外側には、煙突が2本設置されている。（乙2）

2 当事者の主張

【申請人の主張】

- (1) 被申請人店舗では、ボイラーで熱湯を作り、衣類の汚れをターペンで落とし、煙突から強制排気している。これによって、気化した物質が空気中に排出されることになるが、平成26年秋以降、設備の老朽化で異臭となって漂っている。

被申請人店舗の営業時間は、おおむね午前9時から午後7時までであり、ボイラーの稼働時間は、夜から早朝までである。

- (2) 被申請人店舗から排出される臭気には、洗濯臭、卵の腐ったような臭いなどの化学薬品臭、木材と重油の燃焼した臭いがあり、洗濯臭及び化学薬品臭は煙突や被申請人店舗南西にある排出口から出てくると思われる。木材と重油の燃焼した臭いは、被申請人店舗の東側にあるボイラー室から出てくると思われる。

洗濯臭は、平成26年11月から現在まで毎日臭い、午後5時から午後7時頃までがピークである。化学薬品臭は、平成27年4月から現在まで毎日24時間臭い、臭いのピークは午後6時である。木材と重油の燃焼した臭いは、同月までは毎日臭い、今も時々臭うことがある。臭う時間帯は午後7時から午前6時頃までである。

- (3) これらの臭気は、申請人宅の窓を閉めていても室内に入り込んでしまうので、食事をして、その臭いでおいしく感じない。夜は臭いによって睡眠が妨げられる。洗濯臭のためくしゃみが出るし、化学薬品臭で鼻がチクチクする。

#### 【被申請人の主張】

- (1) 被申請人店舗に設置されている煙突2本のうち、1本はボイラー用であり、他の1本はドライクリーニング後に使用する乾燥機用である。

ボイラーは灯油を燃料にしており、薬剤を使用することはない。ボイラーで発生する熱や蒸気はアイロン掛け作業と乾燥機に使用しており、ボイラーの使用時間は営業時間である午前9時から午後7時までの間である。平成26年8月にボイラーの着火不良があったが、すぐに修理を行っており、設備の老朽化のために異臭が漂うことはない。ボイラーのメンテナンスを実施したときも何も問題がなかった。

また、乾燥機では衣類に残留した溶剤をボイラーの熱で蒸発させて衣類を乾燥しながら換気するため、乾燥中の煙突の直下では臭うことがあるが、それはごくわずかであり、周囲が異常な臭気のみたされるようなことはない。保健所の立入検査でも問題を指摘されたことはない。

- (2)ア 水洗いの洗濯水は、一般家庭と同じように生活雑排水として公共下水道に流しており、申請人の主張する排出口には流れていかない。そもそも、その排出口から出ているものは、ボイラーからと、ボイラーを使用しているアイロン掛け作業等で溜まって出てくる水蒸気であるから、無臭である。

洗濯機（ドライクリーニング用と水洗い用各1台）は、煙突に繋がっていないから、そこから臭いが出ることもない。申請人が主張する洗濯臭のピークの時間帯である午後5時から午後7時頃までは、アイロン掛け作業をしており、急ぎの依頼がある場合を除き、洗濯機や乾燥機を稼働させることはほとんどない。

イ 化学薬品臭については、それが溶剤を原因とするという趣旨であれば、溶剤は廃棄するものではなく、ドライクリーニングを行っているうちに減少していくので、その都度補充しているにすぎず、申請人が主張する排出口から化学薬品臭が発生することはあり得ない。

申請人は、毎日24時間化学薬品臭がすると主張しているが、保健所を始めとする第三者は臭気を感じていない。

ドライクリーニングの溶剤であるターペンは、石油製品であり、木材が燃焼したような臭いが発生することはない。

ウ 申請人の主張するボイラー室は、被申請人の所有する設備ではなく、製菓店の冷蔵庫の建屋である。また、被申請人店舗では閉店後の夜間にボイラーを使用することはない。

(3) 申請人の主張(3)は否認する。

### 第3 当裁定委員会の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被申請人店舗の営業時間は、月曜から木曜及び土曜が午前9時から午後7時までの間、日曜祭日が午前9時から午後6時までの間であり、定休日は金曜である。

被申請人店舗には、クリーニング用機器として、洗濯機（ドライクリーニング用と水洗い用各1台。ドライクリーニング用洗濯機を以下「ドライクリーニング機」という。）、乾燥機、ボイラーなどがあるほか、排気設備として、店舗建物の南西外側に煙突が2本設置されているが、そのうち1本はボイラー用で、他の1本は主としてドライクリーニング後に使用する乾燥機用である。

ドライクリーニングに使用するターペンは、石油系溶剤であって、ドライ

クリーニング機内のフィルターで汚れをろ過されて再利用されており、減量時に補充されることはあるが、廃棄、排水されるものではない。

ボイラーは灯油を燃料としており、ボイラーで発生する熱や蒸気はアイロン掛け作業と乾燥機に使用され、乾燥機ではドライクリーニング後の衣類等に付着した残留溶剤をボイラーの熱で蒸発させて衣類等を乾燥している。ボイラーが稼働するのは営業時間である午前9時から午後7時までである。

なお、申請人が主張する被申請人店舗のボイラー室とは、被申請人の所有する店舗設備ではない。(甲14, 乙2, 3, 7, 8)

- (2) 春日部保健所は、平成27年2月5日、申請人の異臭苦情を受けて、被申請人店舗の立入検査を実施したが、指摘すべき事項はなく、さらに、同月10日、被申請人店舗の立入検査を実施した。その際、ドライクリーニング機が稼働していたが、乾燥機の排気口である煙突からは弱い溶剤臭が感じられたものの、異常は認められなかった(乙3のクリーニング所監視指導・立入検査票の記載内容を精査しても、当時乾燥機が稼働していたのか否かについては必ずしも明らかでないが、ドライクリーニング機が稼働していたことや保健所の担当者が乾燥機の排気口である煙突から排出される臭気の有無を確認していること等に鑑みると、当時乾燥機も稼働していたものと推認される。)

春日部保健所は、同年5月28日、申請人の異臭苦情を受けて、被申請人店舗の立入検査を実施したが、ターペンの使用を確認したものの指摘すべき事項はなかった。(乙3)

- (3) 被申請人は、平成26年10月17日及び平成27年9月15日、製造業者によるボイラーの点検整備を受けたが、燃焼状態に問題は認められなかった(乙5, 9)。

## 2 被申請人店舗からの臭いの原因となる化学物質等の排出の有無

- (1)ア 申請人は、①洗濯臭及び化学薬品臭が煙突や申請人の主張する排出口か

ら排出され、また、②木材と重油の燃焼した臭いが申請人の主張するボイラー室から排出され、これらが申請人宅に到達していると主張する。

そこで、被申請人店舗から臭いの原因となる化学物質や臭気が排出されているか否かについて検討すると、申請人の主張する被申請人店舗南西の排出口から洗濯臭や化学薬品臭が排出されることを示す証拠はなく、被申請人店舗で使用されているクリーニング用機器のうち、被申請人店舗建物外側に設置されている2本の煙突を經由して外部に臭気を発生させる可能性のあるものとしては、灯油を燃料とするボイラーとドライクリーニング後の衣類等に付着した残留溶剤をボイラーの熱で蒸発させて衣類等を乾燥する乾燥機が考えられるところ、前記1(2)、(3)で認定したとおり、春日部保健所の立入検査では、ドライクリーニング後に使用する乾燥機の排気口である煙突から弱い溶剤臭（この溶剤臭はドライクリーニングに使用するターペンによるものと考えられる）は感じられたものの、異常は認められていない上、ボイラーについても製造業者の点検整備により燃焼状態に異常は認められておらず、他に被申請人店舗の機器・設備が老朽化などによって異常があることを示す証拠はない。そして、申請人が主張するボイラー室は被申請人が所有する店舗設備ではなく、少なくとも木材の燃焼した臭いを発生させるような機器・設備が被申請人店舗に存在することを示す証拠もない。また、被申請人店舗の営業時間外にボイラーが稼働していることをうかがわせる証拠はなく、申請人が木材と重油の燃焼した臭いを感じると主張する午後7時から午前6時頃の時間帯に被申請人店舗においてボイラーを稼働する作業は行われていないのであるから、申請人が上記のような臭いを感じたことが真実であるとしても、それが被申請人店舗のボイラーから発生したものであるとは考えにくい。加えて、証拠（乙2）によれば、被申請人店舗は住宅街にあり、近隣に戸建住宅や集合住宅が存在していることが認められ、仮に申請人が主張する卵の腐ったような臭いで

ある化学薬品臭や木材と重油の燃焼する臭いなどといった臭気が被申請人店舗から排出されているのであれば、これが被申請人店舗周辺に拡散し、申請人以外の近隣住民からも被申請人に対して苦情が申し入れられて然るべきであるのに、そのような事実はうかがわれない（被申請人店舗近くの電柱に貼られていた、被申請人店舗のボイラーの臭いが臭く部屋まで臭うなどと記載されたビラ（乙4）は、その記載内容等に照らし、申請人以外の近隣住民が作成したものとは考え難い。）。

申請人は、煙突や申請人の主張する排出口から排出される臭気として洗濯臭をいうが、洗剤を投入して衣類等を洗濯する水洗い用洗濯機は排気口である煙突に繋がっていないから、煙突から洗濯臭が排出されることはなく、また、洗濯機から排水される洗濯用水は下水道に流されていて、申請人の主張する排出口には流されていない（審問の全趣旨）から、その排出口から洗濯臭が排出されることもないこと、前記のとおり、当該排出口から洗濯臭が排出されることを示す証拠はないこと等に照らし、くしゃみの原因となるような洗濯臭が被申請人店舗から排出されているとは認めることができない。

以上認定判断したところによれば、被申請人店舗から臭気が排出されているとしても、それは弱い溶剤臭にとどまる（春日部保健所が被申請人店舗の立入検査を実施し乾燥機の排気口である煙突から排出される溶剤臭を確認した当時、仮に乾燥機が稼働した状況ではなかったとしても、実際に乾燥機が稼働することによって煙突から排出される溶剤臭は強い臭気のものであるとまではうかがわれない）ものであって、それ以外に申請人が主張するような洗濯臭等の臭気が排出されているとは認められず（仮に申請人が申請人宅室内で臭気を感じていたとしても、その原因が被申請人店舗におけるクリーニング用機器等の稼働によるものであると認めることはできない。）、被申請人店舗から健康被害をもたらすような化学物質や臭気

が排出されていることを認めるに足りる証拠もない。

イ これに対し、申請人は、ポータブル型ニオイセンサで、申請人宅室内のほか被申請人店舗周辺3箇所（ただし、申請人宅までの距離よりも離れた場所）の臭気を測定した結果（甲2）を提出し、平成27年7月5日午前5時30分に申請人宅室内で75の数値が、同日午後1時30分から1時50分までの間被申請人店舗周辺3箇所で2から5の数値がそれぞれ検出されたとする。

しかし、上記ニオイセンサは、臭いの強弱を相対的に数値化するにすぎない上、被申請人店舗から臭いの原因となる化学物質が排出されているというのであれば、被申請人店舗直近の場所の臭気を測定すべきであるのに、そのような測定がなされていないことに鑑みると、上記ニオイセンサを用いた測定の場所や時間が申請人の主張するとおりであったとしても、そのことから直ちに申請人宅室内で測定された臭気の原因が被申請人店舗から排出された化学物質や臭気によるものであるとは認めることができない。

この点につき、申請人は、被申請人店舗の営業時間までに排出された臭気が少しずつ申請人宅内に侵入するとも主張するが、仮に被申請人店舗から排出された臭気があったとしても、通常、時間の経過とともに希釈拡散されていくはずであって、申請人宅と被申請人店舗との距離、位置関係等に照らし、その臭気が被申請人店舗の営業時間終了後も被申請人店舗付近に滞留して申請人宅内に侵入するとは考え難いから、申請人の主張は採用できない。

さらに、申請人が提出するドライクリーニング機のフィルターに関する証拠（甲14）は、ドライクリーニングの溶剤についてフィルターによるろ過が不十分であると、衣類が逆に汚染されることで衣類の異臭の原因になることを示すにとどまるものであって、クリーニング店周辺に異臭が発生することを証するものではない。



(2) 以上によれば、被申請人店舗から健康被害をもたらすような化学物質や臭気が排出され、これが申請人宅に到達しているとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない上、申請人が睡眠障害等の健康被害を被ったことを裏付ける証拠もないことからすると、申請人の主張する健康被害の原因が被申請人店舗から排出される化学物質によるものであるとは認められないから、本件裁定申請は理由がなく棄却を免れない。

### 3 結論

以上の次第で、本件裁定申請は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成28年3月25日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 山 崎 勉

裁定委員 吉 村 英 子

裁定委員 野 中 智 子